

東京都北区放課後子ども総合プラン事業の 業務委託公募要項（兼実施説明書）

令和 8 年 6 月

東京都 北区

子どもわくわく課

1 目的

本公募要項は、東京都北区放課後子ども総合プラン事業の放課後子ども教室（以下、「一般登録」という。）及び学童クラブ（以下、「学童クラブ登録」という。）の業務委託の委託事業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 公募の趣旨

放課後子ども総合プラン事業を整備するにあたり、児童の健全育成に係るノウハウを活かした事業展開を図ることのできる運営事業者を、公平かつ公正に選定するために公募するものです。

3 業務の概要

- (1) 業務名 | 東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託
- (2) 事業の詳細 | 事業概要のとおり
- (3) 契約期間 | 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 担当部署 | 東京都北区子ども未来子どもわくわく課事業計画係
〒114-8546
東京都北区滝野川二丁目5番10号 北区役所滝野川分庁舎1階
電話 | 03-3908-9128 FAX | 03-3908-9335
電子メールアドレス | kodowaku-ka@city.kita.lg.jp

4 参加資格

令和8年4月1日現在、関東1都・6県（埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県）で放課後児童健全育成事業、放課後子供教室を1年以上運営し、熱意のある民間事業者等で、法人格を有する者（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）とします。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

また、応募者が契約書締結までの間に次のいずれかに該当することとなった場合、または、提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生・再生手続き等を行っている。
- (4) 応募書類提出時点で、東京都北区の一一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団、またはその構成員、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいる。（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）
- (6) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、法人事業税、消費税及び地方消費税等を滞納している。
- (7) 他に応募している法人と、主たる役員が重複している。
- (8) プロポーザル参加事業者と運営事業者が異なる。

5 公募対象

東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託プロポーザル公募要項（以下「公募要項」という。）における公募対象は、以下のとおりです。対象となる6事業の事業者を選定します。

なお、1法人は3事業まで応募できるものとします。

番号	事業名	現行の運営形態
1	梅木小学校放課後子ども総合プラン (わくわく梅木ひろば)	公設民営
2	谷端小学校放課後子ども総合プラン (わくわく谷端ひろば)	公設民営
3	田端小学校放課後子ども総合プラン (わくわく田端ひろば)	公設民営
4	滝野川もみじ小学校放課後子ども総合プラン (わくわく滝もみひろば)	公設民営
5	王子第一小学校放課後子ども総合プラン (わくわく王一ひろば)	公設民営
6	西が丘小学校放課後子ども総合プラン (わくわく西が丘ひろば)	公設公営

6 審査方法

本プロポーザルは公募型プロポーザル方式により実施し、東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、二段階審査を行います。審査基準は【別紙】のとおりです。

(1) 第一次審査

提出された書類による審査を行います。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された法人（原則、上位3法人）に対して、現地視察及びプレゼンテーションによる審査を行います。

なお、視察先については、「事業概要」の「6 職員（2）配置」に定める基準に類似する職員を配置している施設とします。

ただし、類似施設を運営していない場合や施設が遠隔地の場合においては、この限りではありません。

(3) 審査方法

第一次審査結果と第二次審査結果を合わせ、総合的に判断して候補者（契約交渉順位第1位及び第2位）を選定します。

なお、1法人のみの応募の場合も、同様に審査を実施します。

また、審査の結果、適格な事業者がいなときは「選定事業者なし」としたうえで、再公募をする場合があります。

(4) 審査結果の通知

選定の結果は、すべての応募法人に文書により通知します。

7 応募手続き

(1) 参加表明書類について

- ① 提出期限
令和8年6月30日（火）正午必着
- ② 提出書類

番号	書類名	様式・備考	部数
A	参加表明書	様式1	1部
B	法人の概要	様式2-1~3	-
C	施設等の運営状況等	様式3	-
D	「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し	北区の競争入札参加資格を有している場合は提出 ※印鑑証明部分も提出すること。	-
E	法人登記簿謄本	応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの ※ Dの提出があれば提出不要	-
F	印鑑証明書	応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの ※ Dの提出があれば提出不要	-
G	定款または寄付行為	最新のもの（写し可）	-
H	法人税（法人住民税、法人事業税等）に関する書類	過去3年分のもの（市町村民税法人分） 納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書	-
I	類似事業の実施及び受託実績に関する書類	様式自由（パンフレット、写し可）	-

③ 作成要領

- ・ 各書類には法人名を記載してください。
- ・ Aを含む書類一式は電子データで提出してください。
(Aは電子データ送付後に、原本を1部担当部署まで郵送又は持参してください。)

(2) 応募書類について

- ① 提出期限
令和8年7月7日(火) 正午必着
- ② 提出書類

【企画提案書】

番号	書類名	様式・備考
A	基本理念について	様式4
B	事業の実施について	様式5
C	職員について	様式6
D	安全対策等について	様式7
E	地域等との連携について	様式8
F	経費について	様式9-1~3 ※8 委託契約(2)の契約上限額を確認 のうえ作成すること

【その他】

番号	書類名	様式
G	視察先希望施設	様式10

- ③ 作成要領
 - ・ 各書類は、ページごとに評価項目に対する提案を作成してください(評価項目ごとに1ページ作成)。
 - ・ 各書類の文字の大きさは、12ポイント以上としてください。
 - ・ 本選定は、法人名を伏せた状態で審査を行うため、法人名や法人名の特定につながる情報は記載しないでください。
 - ・ 書類一式は、法人名を記載したものと法人番号を記載したものの2種類を電子データで提出してください(法人番号は、申込書類提出後にお伝えします)。
 - ・ 「F 経費について」(様式9-1~3)については、東京都北区公契約条例第7条に定める令和8年度労働報酬下限額「1,496円」(1時間あたり)を必ず上回る賃金単価設定としてください。

(3) 提出方法

電子データ(PDF形式)を担当部署宛てにメール送付してください(ただし、様式9-1~3はExcel形式)。

8 委託契約

- (1) 初年度の契約は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
なお、事業者が現事業者から変更となる場合は、別途一般登録及び学童クラブ登録に係る引継契約を締結します。引継期間は、令和9年2月1日から令和9年3月31日までの予定です。
- (2) 初年度の契約上限額については、以下のとおりです。
なお、提案段階での経費が契約金額になるものではなく、契約交渉順位第1位に決定した事業者(契約交渉が不調に終わった場合は第2位の事業者)と協議・調整のうえ、予算の範囲内において決定します(現時点で令和9年度の予算措置がなされていないため、予算が議会において議決された場合に契約することとします)。

番号	事業名	契約上限額（税込）
1	梅木小学校放課後子ども総合プラン	¥64,942,000
2	谷端小学校放課後子ども総合プラン	¥61,878,000
3	田端小学校放課後子ども総合プラン	¥107,785,000
4	滝野川もみじ小学校放課後子ども総合プラン	¥80,500,000
5	王子第一小学校放課後子ども総合プラン	¥98,292,000
6	西が丘小学校放課後子ども総合プラン	¥67,066,000

(3) 次年度以降の契約について、再度委託が妥当と判断された場合は、引き続き契約を行います（令和14年度《令和15年3月31日まで》を限度とする）。ただし、大幅に事業内容を変更する場合や、学校適正配置により当該小学校が統合する場合（統合の準備行為等により当該小学校において本事業を終了する場合を含む）などの理由により、引き続き契約を行わないことがあります。

なお、再度委託にあたっての提出資料等は、担当部署の指示に従ってください。

また、再度委託の契約金額についても、毎年、協議・調整のうえ、予算の範囲内において決定します。

9 施設見学会について

以下のとおり、施設見学会を実施します。

参加希望法人は、令和8年6月15日（月）正午までに、以下のURLから参加申込フォームにアクセスし、送信してください。

参加申込フォーム URL | <https://logoform.jp/form/VNHo/1585127>



(1) 開催日程

番号	実施日	時間（予定）	場 所
1	令和8年6月16日（火）	9時30分～10時00分	西が丘小学校
2	令和8年6月16日（火）	11時00分～11時30分	谷端小学校
3	令和8年6月17日（水）	9時30分～10時00分	梅木小学校
4	令和8年6月17日（水）	11時00分～11時30分	王子第一小学校
5	令和8年6月18日（木）	9時30分～10時00分	滝野川もみじ小学校
6	令和8年6月18日（木）	11時00分～11時30分	田端小学校

(2) 注意事項等

- ・ 公共交通機関でお越しください。
- ・ 施設見学会については、校舎内を移動しますので必ずスリッパをご持参ください。
- ・ その他の詳細については、参加申込後に個別にご案内いたします。
- ・ 当日の緊急連絡先 | 080-4652-9040

10 質疑応答

(1) 受付方法

質問にあたっては、以下の URL から質問フォームにアクセスし、送信してください。
これ以外の方法（電話・訪問等）による質問は受け付けません。

質問フォーム URL | <https://logoform.jp/form/VNHo/1585276>



(2) 受付期間

令和8年6月16日（火）～6月22日（月）正午まで

※ 受付期間に届かなかった質問には回答いたしかねます。

(3) 質問に対する回答の公表予定日

令和8年6月25日（木）予定

(4) 質問に対する回答の公表

北区ホームページで公表します。回答にあたっては、質問を行った法人名等は公表しません。なお、意見の表明と解される質疑等については、回答しないことがあります。

11 スケジュール（予定）

年	月日等	内容
令和8年	6月 8日（月）	公募要項の公表
	6月15日（月）正午	施設見学会 参加申込締切
	6月16日（火）～18日（木）	施設見学会
	6月16日（火）～22日（月）正午	質問受付期間
	6月25日（木）予定	質問に対する回答の公表予定 （ホームページにて公開）
	6月30日（火）正午	参加表明書類の提出締切
	7月 7日（火）正午	応募書類の提出締切
	7月～8月	第1次審査（書類審査）
	9月上旬	第1次審査結果の通知
	9月～11月	第2次審査（現地視察審査・プレゼンテーション審査）
	11月下旬	審査結果の通知・公表
令和9年	2月～3月	引継期間（事業者が変更となる場合）
	4月1日（木）	運営開始

12 その他

- (1) 参加表明書類または応募書類が次の条件のいずれかに該当する場合には無効となることがあります。無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加資格を失います。
また、虚偽の記載をした者や不正な行為を行った者に対して指名停止の措置を行うことがあります。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- (2) 参加表明書類及び応募書類の作成並びに提出に伴う費用は全て応募者の負担とします。
- (3) 提出期限以降における参加表明書類及び応募書類等の差し替え及び再提出は認めません。ただし、担当部署の指示による差し替え及び再提出はこの限りではありません。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5) 提出された参加表明書類及び応募書類等は返却しません。
- (6) プロポーザル審査の過程については、公表しません。また、審査結果についての異議申し立ては認めません。
- (7) 区が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的での使用を禁止します。
- (8) 本書及び付随資料等により知り得た情報については、第三者に開示しないでください。
- (9) 応募者の書類は、公表等に必要な場合、区は無償で使用できるものとします。
また、委託契約締結後は、公正性、透明性及び客観性を期するため、公表することがあります。
なお、事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき公開します。
- (10) 当該業務委託契約については、東京都北区公契約条例における特定公契約に該当します。公募に参加するにあたっては、当条例及び同施行規則をご確認ください。
- (11) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定めます。

【別紙】

- ・東京都北区放課後子ども総合プラン事業の業務委託プロポーザル審査基準

【参考資料】

- (1) 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する条例及び同施行規則
- (2) 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する要綱
- (3) 東京都北区放課後子ども総合プランの運営に関する要領
- (4) 東京都北区放課後子ども総合プラン実行委員会設置要綱
- (5) 東京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則
- (6) 東京都北区放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」運営の手引き
- (7) わくわく☆ひろば備品等一覧表
- (8) 令和8年度放課後子ども総合プラン年間計画
- (9) 個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項
- (10) 東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約
- (11) 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例
- (12) 放課後子ども総合プランの引継職員の配置について